

令和6年度 認定こども園・保育園入園案内

【入園申込受付期間】 令和5年10月2日(月)～10月13日(金)



竜王町

● 全ての書類が整っていないと受付できませんので、提出前にご確認ください。

利用施設	認定区分	提出書類
認定こども園	1号認定	☐ 入園願書 ☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 ☐ 個人番号(マイナンバー)確認書類貼付書 ☐ 通園自動車利用申込書(通園自動車を利用される場合) ☐ 預かり保育申請書(預かり保育を利用される場合)
	2号認定	☐ 保育所等入所(園)申込書
保育園	2・3号認定	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 ☐ 保育の必要な事由に該当する書類(P14をご参照ください) ☐ 個人番号(マイナンバー)確認書類貼付書 ☐ 通園自動車利用申込書(通園自動車を利用される場合・こども園のみ)

〒520-2592 竜王町大字小口3番地

竜王町役場 教育委員会事務局教育総務課(総合庁舎2階)

TEL:0748-58-3710

目 次

施設を利用するときの手続きについて	1
申込みについて	4
入所・入園までの流れ	6
認定こども園	7
保育園	13
保育所保育料	19
竜王町保育所等入所実施基準指数表	20
記入例	巻末



施設を利用するときの手続きについて

◆◆共通事項◆◆

①町内の教育・保育施設

利用施設	内容	対象年齢
保育園	保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。	0歳～5歳
認定こども園 (幼稚園型)	幼稚園と保育園の2つの性質を併せ持った施設です。 就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に捉え、幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を併せ持っています。	3歳～5歳

②教育・保育認定

(1)教育・保育認定とは

保育園、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合に、教育・保育の必要性を認定するものです。

(2)教育・保育給付認定区分(支給認定の種類)

施設の利用を希望する保護者は、利用のための「**支給認定**」が必要になります。

支給認定の種類には、「保育を必要とするかどうか」や子どもの年齢に応じて、1号認定・2号認定・3号認定の区分があります。

支給認定区分	利用する施設	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	認定こども園 (幼稚園型)	満3歳以上で、就学前の教育を希望される子ども
2号認定 (保育認定)	認定こども園 (幼稚園型)	満3歳以上で、保護者の就労などで、「保育の必要な事由」に該当し、教育・保育を希望される子ども
	保育園	満3歳以上で、保護者の就労などで、家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども
3号認定 (保育認定)	保育園	満3歳未満で、保護者の就労などで、家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども



(3)教育・保育の有効期間

教育・保育認定区分	保育の必要な事由	認定の有効期間
1号認定		小学校就学まで
2・3号認定	就労	就労している期間
	妊娠・出産	出産予定日の前2か月、後3か月
	疾病・障がい	事由により保育を必要とする期間
	介護・看護	
	災害復旧	
	求職活動	3か月間
	就学	就学期間
	虐待およびDVのおそれ	町長が認める期間
	育児休業	

(4)保育の必要性の認定基準

保育の必要な事由	基 準
就労	月120時間以上仕事をすることを常態としていること (短時間認定の場合は月48時間以上)
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がないこと (特別な理由を除き産前2か月、産後3か月)
疾病・障がい	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいがある場合
介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している場合
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 入所期間は3か月まで
就学	就学、技能習得などのため通学している場合
虐待やDVのおそれ	児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力により保育が困難と認められる場合
育児休業	育児休業する場合で、これまで児童が保育所等を利用しており継続して入園が必要と認められる場合
その他	その他の上記に類する状態として、児童福祉の観点から保育の必要がある児童等で町が認める場合

※「就労」の認定を受ける場合において、竜王町の場合、就労時間が月48時間に満たない場合は要件を満たしません。

※上記、保育の必要な事由を証明する書類については、**P14**をご参照ください。



(5) 保育の必要量

保育認定(2・3号)を受けた方については、保育の必要量に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間	「月120時間以上仕事をするを常態としていること」および 「妊娠・出産」、「疾病・障がい」、「介護・看護」、「災害復旧」、「就学」 「虐待またはDVのおそれ」
保育短時間	「月48時間以上～月120時間未満で就労していること」および 「求職活動」、「育児休業」

■ 保育標準時間(認定)・・・フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間、就労時間が月120時間以上)

■ 保育短時間(認定)・・・・パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

※保育短時間利用が可能となる保護者の就労時間は、竜王町の場合「月48時間以上」です。

※「就労」認定について、月120時間未満の場合でも、保護者の勤務形態により、常態的に保育時間を超えて保育の必要が認められる場合であれば、「保育標準時間(認定)」での認定を行うことがあります。

※「保育標準時間(認定)」の方が「保育短時間(認定)」に変更することは可能です。

(6) 施設を利用する(教育・保育給付認定を受ける)ときの手続きの流れ

教育・保育給付認定を受けるためには、下記の書類(共通様式)の提出が必要となります。

また、支給認定を受ける区分によって、提出いただく必要書類が異なりますので、『P1②の(2)教育・保育給付認定区分(支給認定の種類)』を参考に、申込区分ごとに必要となる書類を入園願書または保育所等入所(園)申込書と併せて、ご提出ください。

【共通様式 ※支給認定を受けるすべての方の提出が必要です。】

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
- ・個人番号(マイナンバー)確認書類貼付書



【申込区分別による提出書類】

申込区分	必要書類
認定こども園 (1号認定)	共通様式、入園願書
保育園 (2・3号認定) 認定こども園 (2号認定)	共通様式、保育所等入所(園)申込書、 保育の必要な事由に該当する書類(P14)をご参照ください

申込みについて

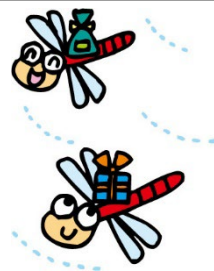
■ 申込受付期間

令和5年10月2日(月)から令和5年10月13日(金)まで

※8時30分～17時00分(平日のみ)

※令和6年4月1日以降、竜王町に住所がある児童が対象です。

※申込用紙は、竜王こども園・ひまわり保育園・コスモス保育園に置いています。



■ 受付場所

竜王町教育委員会事務局教育総務課(総合庁舎2階)

(認定こども園【1号(教育部分)】については竜王こども園でも受け付けます。)

※郵送での受付はできません

※必ずお読みください

【注意事項】

★入所(園)の申込みに必要な書類[施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書及び入園願書、保育所等入所(園)申込書]は児童1人につき1枚になります。

★添付書類(保育の必要性が確認できるもの)は両親等保護者の分が必要です。

★必ず上記期間内に必要書類を揃えて、申込みをしてください。

必要書類が整っていないと受付できません。

認定こども園の1号認定を申込みされる方は、保育の必要な事由に該当する書類の提出は必要ありません。

★出産予定や育児休業復帰予定、転入予定の方も受付します。令和6年度中に保育を希望される方も申込みをしてください。ただし、出産予定、転入予定の方については、竜王町の住民登録をしてから再度申込みが必要となります。住民登録時に教育委員会事務局教育総務課へお越しください。

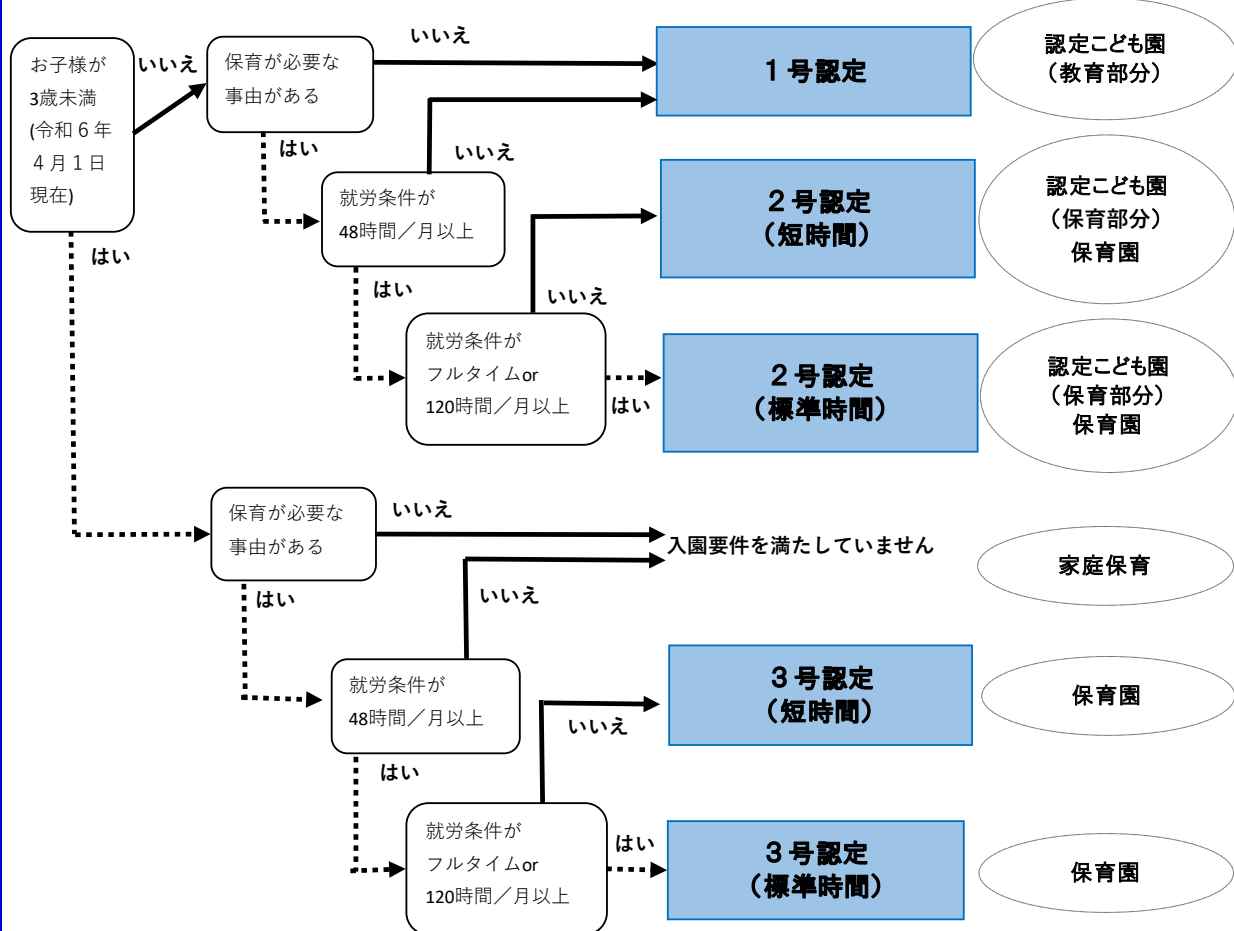
また、申込み後、入所(園)までに転出された場合は「辞退届」の提出が必要です。

★令和5年度以前に入園の申込みをされている方で、待機されている場合であっても、令和6年4月から入所を希望される場合は再度申込みが必要です。

★入所(園)決定後の入所(園)月変更は出来ません。

★町外の保育所等へ入所(園)を希望される方は、教育委員会事務局教育総務課までご相談ください。

お子様の認定区分を確認してみましょう！



※2号・3号の認定を受ける場合には、
「保育の必要性の認定基準」
2ページ(4)の表をご覧ください。



入所・入園までの流れ

10月	認定申請・ 施設利用申込	入所（園）申込書等必要書類を揃えて、下記までご提出ください。 ●認定こども園（1号認定）・・・竜王こども園 ●保育園 認定こども園（2号認定） 竜王町教育委員会事務局教育総務課
-----	-----------------	--



11月 ～1月	認定審査・ 施設の利用調整	書類内容に不備等がある場合は、電話等で問い合わせをすることがあります。
------------	------------------	-------------------------------------



1～3月	入所（園）決定の 発送	保護者あてに入所（園）の可否の通知を送付します。 <u>※事前のお問い合わせについては、お答えできません。</u> <u>入所（園）決定後の入所（園）月の変更はできません。</u> 入所（園）決定後、 入所または入園を辞退する場合や竜王町から令和6年4月1日までに転 出される場合は、 <u>教育委員会事務局教育総務課（TEL：0748-58-3710）に 必ずご連絡ください。</u>
	入園説明会等	認定こども園・保育園から案内します。



4月	入所・入園	認定こども園・・・竜王町教育委員会事務局教育総務課から案内します。 保育園・・・・・・保育園から案内します。
----	-------	---





1 認定こども園とは

認定こども園とは、幼稚園と保育園の2つの性質を併せ持った施設です。

就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に捉え、幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を併せ持っています。

2 認定こども園対象児

3歳児クラス	令和2(2020)年4月2日 ～ 令和3(2021)年4月1日生
4歳児クラス	平成 31(2019)年4月2日 ～ 令和2年(2020)年4月1日生
5歳児クラス	平成 30(2018)年4月2日 ～ 平成 31(2019)年4月1日生

3 認定こども園一覧

園 名	所 在 地	電話番号
竜王町立竜王こども園	竜王町大字綾戸 250 番地	0748-57-0009

4 利用者負担額について

認定こども園の保育料は無料です。

※給食費、通園自動車使用料、PTA会費、教材費等その他実費徴収分については保護者負担となります。

5 入園申込みに必要な書類

【1号認定】

- 入園願書
- 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
- 個人番号(マイナンバー)関係書類貼付書
- 通園自動車利用申込書(利用される方)
- 預かり保育申請書(預かり保育を利用される場合)

【2号認定】

- 保育所等入所(園)申込書
- 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
- 個人番号(マイナンバー)関係書類貼付書
- 保育の必要な事由に該当する証明書類(P14をご参照ください)
- 通園自動車利用申込書(利用される方)

6 給食について

月額3,100円(令和5年度参考価格) 各クラスの給食実施期間については、下表のとおりです。

クラス	1号認定		2号認定
		預かり保育(通年)利用者	
3歳児	6月から実施 (4・5月なし)	入園式の翌日から実施	入園式の翌日から実施
4歳児	入園式の翌日から実施		
5歳児			

※3歳児の1号認定で4・5月に一時預かり保育を利用される方への給食の提供はありません。

※通常保育時の午前中保育日および長期休業中はお弁当給食(※注1)を実施します。

(実施期間は、下記の表のとおりです。)



※注1【お弁当給食とは】

2号認定および預かり保育利用者の通常保育時の午前中保育日および長期休業中の期間(下表参照)の給食提供に対応するため、町内事業者による手作りのお弁当(以下、「お弁当給食」という。)を給食として提供する予定です。

また、お弁当給食は、1食「300 円程度」(令和5年度参考価格)で個別徴収を予定しています。

		お 弁 当 給 食 実 施 期 間
通常保育	1学期	(例)始業式・入園式・終業式等による午前中保育日
	2学期	(例)始業式・終業式等による午前中保育日
	3学期	(例)始業式・修了式等による午前中保育日
長期休業中	学年始休業	4月 1日 ~ 4月8日
	夏季休業	7月21日 ~ 8月31日 (8/12~16 は希望保育)
	冬季休業	12月24日 ~ 1月6日
	学年末休業	3月25日 ~ 3月31日

※お弁当給食実施期間は変更となる場合があります。

※申込みを取りまとめ一括注文します。一時預かり保育を利用されている場合も事前申込みにより利用していただくことができます。

※お弁当給食提供事業者には休業日があるため、給食およびお弁当給食のいずれも提供できない場合は、お弁当を持参していただく場合があります。

7 副食費の免除について

保育園や認定こども園の給食費については、幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費の副食費分について、免除となる場合があります。(下記参照) ※主食費は、全員徴収対象です。

対象者: 町民税所得割額77,101円未満の世帯、または所得割の額に関わらず第3子以降の園児

【第3子以降の園児の考え方】

1号認定 : 兄弟が小学3年生の児童から数えます。

2号認定 : 兄弟が小学校就学前(同一世帯のみ)から数えます。

8 通園自動車の利用について

1号認定の教育保育時間(9時登園・14時降園)の時間帯において、通園自動車を運行します。

通園自動車の利用については、1号認定だけでなく、2号認定利用の場合も時間帯が合えば利用することも可能です。

つきましては、下記、利用要領のとおりとなりますので、通園自動車を利用される場合は、入園申込時に必ず「通園自動車利用申込書」を提出してください。

(利用申込書の提出がなければ、通園自動車の利用はできません。また、通園自動車利用申込み状況に応じて運行ルートを決定するため、提出期限後の申込は原則受付できません)

通園自動車利用要領	
対象児童	★4・5歳児が対象 ★3歳児は、原則保護者による送迎となります。 ※ただし、4・5歳児に兄弟が在籍している場合のみ利用することができます。
対象区域	★山中・岡屋・小口・松が丘・薬師・七里・山面・美松台・鏡・松陽台・西横関・西川・弓削・川上・信濃・庄・林・川守・岩井・東出・西出・新村・西山・田中・橋本・須恵・鵜川・希望が丘・さくら団地 ※綾戸・島・駕輿丁は対象区域外となります。
料 金	★【月額】 1,200円 ※登園または降園の片道利用でも、月額料金は変わりません。



給食費、通園自動車使用料の納付は、金融機関からの口座振替をお願いしています。「口座振替依頼書」をご指定の金融機関に提出していただきますと、毎月月末(休日の場合は翌営業日)に自動振替いたします。(提出いただくタイミングにより、翌月以降からの引き落としとなる場合があります。)

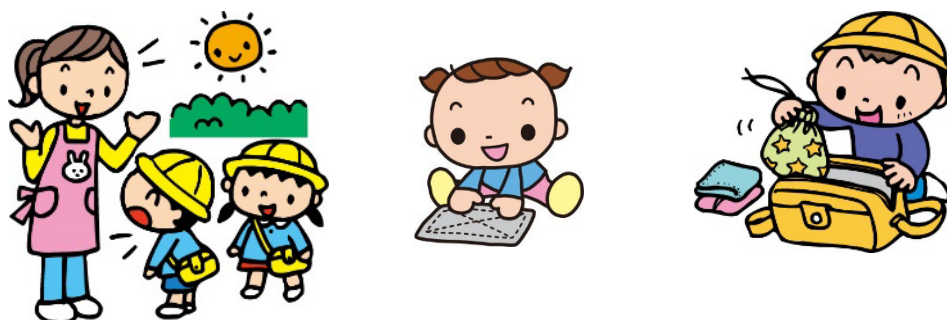
ただし、「お弁当給食」については、園において実費徴収となるため、口座からの引き落としはできませんのでご了承ください。

9 預かり保育について

1号認定利用者については、教育時間(14:00)終了後、預かり保育を利用することができます。

実施園	竜王町立竜王こども園
対象児	竜王町立竜王こども園に在園する <u>1号認定の3・4・5歳児</u> (平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた児童)
保育期間	3歳児…入園式の翌日から3月28日まで 4・5歳児…4月2日から3月28日まで
保育時間等	通常の保育時間終了時から16:30まで 長期休業中(学年始・夏季・冬季・学年末)は午前9時から午後4時30分まで園児の迎えは保護者が行うものとします。 (<u>長期休業中の通園自動車の運行はありません。</u>)
休園日	土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)・3月31日 その他園長が特に必要と認めた日 ※ 8/13～16は希望保育
預かり保育 料金等	○ 通年預かり 【 年度途中からの通年利用は原則できませんが、家庭状況の変化等により利用が必要な場合は相談に応じます。 】 3歳児 : 6,300円/月×12月分 4・5歳児 : 5,700円/月×12月分 預かり保育の教材費およびおやつ代(500円/月) ※その他活動内容により必要に応じて別途資材費等を徴収する場合があります。 ○ 一時預かり【1か月5回まで】 (全園児対象) 350円/日(長期休暇中は800円/日) 一時預かり保育の教材費およびおやつ代(50円/日)
昼食	長期休業中も実施します。 ただし、通常の学校給食ではなく、町内事業者の提供による手作りのお弁当給食を実施します。(詳しくはP9をご参照ください)

※預かり保育を希望される方は、入園申込時に「預かり保育申請書」を提出してください。
後日、審査のうえ、可否を決定次第決定通知書を送付します。





10 認定こども園の一日(例)

時間	1号認定		2号認定	
		預かり保育(希望者)	短時間認定	標準時間認定
7:30	_____	_____	_____	登園(早朝保育)
8:30	_____	_____	登園(早朝保育)	
9:00	共通 時間	登園 健康観察 身辺整理		
		自ら選んで楽しむ活動		
		朝の会 みんなで楽しむ活動(クラス・学年・全体)		
11:15		給食準備 給食		
		片付け 掃除		
14:00	降 園	休息(午睡) 自ら選んで楽しむ活動 おやつなど		
16:30	_____	降 園		自ら選んで楽しむ活動
18:00	_____	_____	_____	降 園

休園 日	保育認定(2号)	土曜日、日曜日、国民の祝日 年末年始(12/29~1/3)、3月31日 ※ 8/13~16は希望保育
	教育認定(1号)	土曜日、日曜日、国民の祝日 春休み(3/25~4/11)、夏休み(7/21~8/31)、冬休み(12/24~1/6)



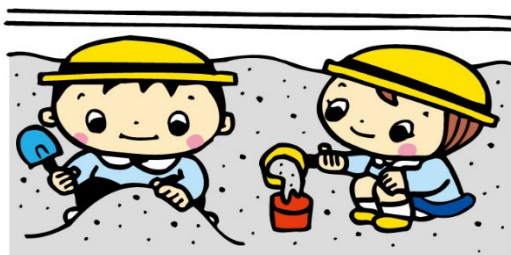


保育施設は随時見学をしていただくことができます。

入所の前に、施設の見学を希望される場合は、直接施設へお問い合わせをお願いします。

【認可保育施設】

ひまわり保育園：（TEL）0748-58-1945／コスモス保育園：（TEL）0748-58-0896



1 保育園対象児

保育園は、保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。

したがって、どのような家庭状況の児童でも入園できるということではありません。

2 入所申込みできる子ども

入所月…生後6か月を過ぎた月の翌月から申込みすることができます。

(例: 令和5年12月15日生まれ → 令和6年7月から入所の申込みができます。)

年齢	生年月日
0歳児クラス	令和5(2023)年4月2日 ~ 令和6(2024)年4月1日生
1歳児クラス	令和4(2022)年4月2日 ~ 令和5(2023)年4月1日生
2歳児クラス	令和3(2021)年4月2日 ~ 令和4(2021)年4月1日生
3歳児クラス	令和2(2020)年4月2日 ~ 令和3(2021)年4月1日生
4歳児クラス	平成31(2019)年4月2日 ~ 令和2(2020)年4月1日生
5歳児クラス	平成30(2018)年4月2日 ~ 平成31(2019)年4月1日生

3 入所申込みに必要な書類

- 保育所等入所(園)申込書
- 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
- 個人番号(マイナンバー)関係書類貼付書
- 保育の必要な事由に該当する証明書類



保育の必要な事由		提出が必要となる書類
1	就労(自営業以外)	就労証明書(町指定様式)
	就労(自営業等)	就労証明書(町指定様式)および確定申告書の写しまたは町民税・県民税申告書の写し ※開業して1年以内の場合は、開業届でも可
2	妊娠・出産	母子手帳の写し(出産予定日が明記してあるもの)
3	疾病・障がい	医師の診断書、障害者手帳等の写し
4	介護・看護	医師の診断書、障害者手帳等の写し、介護保険被保険者証
5	災害復旧	り災証明書等災害復旧に従事していることがわかるもの
6	求職活動	就労予定申立書およびハローワークカードの写し
7	就学	就学証明書または在学証明書
8	虐待やDVのおそれ	公が発行する証
9	育児休業	育児休業に伴う保育園入園継続届、育児休業取得証明書、就労証明書(復帰日のわかるもの)
10	その他	保育に必要な証明書類

4 保育園一覧

園 名	定 員	所 在 地	電話番号
社会福祉法人 育新会 ひまわり保育園	120 名	竜王町大字岡屋 1282 番地 1	58-1945
社会福祉法人 育新会 コスモス保育園	90 名	竜王町大字七里 878 番地 2 (竜王西小学校グラウンドの南側)	58-0896

【特別保育の状況】

乳児保育(0歳児)、低年齢児保育(1, 2歳児)、延長保育、特別支援保育等を実施しています。

【通園方法】

保護者送迎でお願いします。



5 保育時間について

通常保育時間(保育短時間認定)

(平日) 8時00分～16時00分 (土曜日) 8時00分～12時30分

長時間保育時間(保育標準時間認定)

(平日) 7時00分～18時00分 (土曜日) 7時00分～12時30分

ただし、保護者の勤務・通勤時間の都合や、その他やむを得ない事情の場合、下記の時間内での保育時間の延長も可能です。(4,000円/月(月8回以上利用の場合)・1日500円)

○ ひまわり保育園・コスモス保育園 (月～金) 18時01分～19時00分

※延長保育の利用については、直接保育園に申し出てください。

6 ならし保育について

本町では、初めて入所される子どもについては、「ならし保育」を行っています。入所した子どもが保育経験や状況に応じ、少しずつ園のリズムに慣れるための大切な期間です。「ならし保育」の期間は、入所日から7～10日間程度の期間を設けています。

就職日(育児休業復帰など含む)の関係から、「ならし保育」期間が十分に取れない場合は、就業開始月の前月から申し込むことができますので、入所申込みをされる場合は、この期間を含んでお申し込みください。

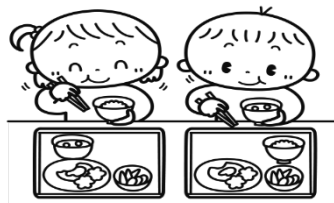
なお、「ならし保育」の期間も含めて利用者負担額は月額が必要となります。

7 休園日について

日曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

8 給食について

全ての年齢において、完全給食を実施。
なお、土曜日は給食がありません。



9 副食費の免除について

保育園や認定こども園の給食費については、幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費の副食費分について、免除となる場合があります。(下記参照) ※主食費は、全員徴収対象です。

3歳児以上：町民税所得割課税額77,101円未満の世帯
または、所得割の額に関わらず、第3子以降の園児
(第3子以降の園児の考え方・・・兄弟が小学校就学前(同一世帯のみ)から数えます。)

※3歳児未満(0～2歳児)については、給食費は保育料に含まれているため、給食費の徴収はありません。

10 利用者負担(保育料)について

3歳児から5歳児までの子どもたちの保育料は無料です。
0歳児から2歳児までの子どもたちについては市町村民税非課税世帯を対象に保育料が無料です。

(1) 0歳児から2歳児までの市町村民税課税世帯の保育料の算定について

保育料は、児童と生計を一にしている保護者等(祖父母が生計の主宰者である場合は祖父母も含む)の市町村民税課税額によって計算されます。(P19参照)
障がい児(者)を有する家庭の場合は、証明する書類の写しが必要です。

(2) 保育料の決定について

※4月から8月までの保育料は、前年度の市町村民税所得割額を基に算出し、4月中旬頃に通知します。

9月以降の保育料は、当該年度の市町村民税所得割額で算出し、9月中旬頃に通知します。

※保育料は、園の運営等に必要ですので、毎月指定期日までに必ず納付してください。

(3) 給食費等について

※3歳児から5歳児までの給食費については、保育園に直接お支払いください。

0歳児から2歳児までの給食費については、保育料の中に含まれています。

※保護者会費等実費徴収分について、保護者負担となります。

保育料の納付は、金融機関からの口座振替をお願いします。「口座振替依頼書」をご指定の金融機関に提出していただきますと、毎月月末(休日の場合は翌営業日)に保育料を自動振替いたします。

11 保育園で購入をお願いするもの

項目	内容、目的	対象児
制服 (トレパン・スモック)	登降園、園内および園外保育で使用 (9,200 円程度)	3.4.5 歳児
カラー帽子	登降園、戸外活動で使用 (1,000 円程度)	全園児
教材費 (新学期用品代)	名札・氏名ゴム印・出席ブック (800 円程度)	0.1.2 歳児
	名札・氏名ゴム印・出席ブック・のり・はさみ・粘土・クレパス・マーカー等 (年齢に応じて 2,000～4,000 円程度)	3.4.5 歳児
日本スポーツ振興センター掛け金	在園中の災害共済給付制度 (300 円)	全園児
給食費	給食にかかる主食・副食代 (主食 月 1,000 円 副食 月 4,700 円)	3.4.5 歳児
保護者会費	保護者会活動費 月 500 円 アルバム代 年 1,000 円	全園児

12 年度途中(令和6年5月以降)の入所(園)にかかる随時申込みの手続きについて

令和6年5月以降の入所(園)申込みについては、下記の締切日までに、必要書類(P14参照)を教育委員会教育総務課まで提出してください。

ただし、一斉申込みの期間内に申込みされた方が優先となりますので、ご留意願います。

なお、入所希望先の施設の見学等については、直接、施設へお問い合わせください。

書類(設置・受付)場所 : 竜王町教育委員会事務局教育総務課(総合庁舎2階)

受付時間 : 午前8時30分から午後5時00分(土曜日、日曜日、祝祭日は除く)

提出期日 : 入所希望月の前々月の月末まで(月末が土・日・祝の場合は前開庁日)

令和6年度(5月入所以降)入所(園)随時申込み締切日					
入所(園)希望月	締切日	入所(園)希望月	締切日	入所(園)希望月	締切日
5月1日	3月29日	9月1日	7月31日	1月1日	11月29日
6月1日	4月30日	10月1日	8月30日	2月1日	12月27日
7月1日	5月31日	11月1日	9月30日	3月1日	1月31日
8月1日	6月28日	12月1日	10月31日		



13 途中入所(令和6年5月以降)の場合の入所決定の流れ

●入所申込書等の提出(入所希望日の前々月末日まで)

※転出等の理由により保育を希望しなくなった場合は、辞退届の提出が必要です。



●入所調整

・各施設等と入所調整



●結果通知

・保護者あてに「入所承諾書」または「入所保留通知」を送付します。



【入所承諾】

- 各施設で入所前に面談等を実施します。通知到着後、施設と日程調整のうえ入所の準備を行ってください。
- 原則、入所は各月初日、退所は各月末となります。退所される場合は必ず月末までに退所届の提出をお願いします。各月初日時点で在籍していれば保育料等は発生しますのでご注意ください。

【入所保留】

- 保育施設に空きが出た場合に随時教育委員会からご連絡させていただきます。
- 入所保留期間中に、保育施設の利用が必要なくなった場合は、必ず辞退届の提出をしてください。

14 保育利用の留意事項

* 入園申請後や在園中に世帯の変更、保育の必要性に変更が生じたときは変更申請書の提出が必要になります。

また、**年度途中で就労先を変更されたときは、再度就労証明書の提出が必要です。**

* 保育園を退所される場合は**月末が退所日となりますので、退所される月の15日(休日等の場合は前日の平日)までに、必ず退所届を教育委員会事務局教育総務課まで提出してください。**

なお、月中の通所の実態に関わらず、各月初日時点で在籍していれば、保育料等は発生しますので、ご注意ください。

* 育児休業中であっても、次年度に就学を控えている等、入園児童の環境変化に留意する必要がある児童については継続入園することができますので、ご相談ください。

* 育児休業取得のために「入所保留通知」を希望される方は、教育委員会事務局教育総務課までご連絡ください。

保育所保育料				
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担の月額(円)	
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間
第1(A)	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯		0	0
第2(B)		市町村民税非課税世帯	0	0
第3(C1)(C2)	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担の額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担の額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税均等割課税世帯および市町村民税所得割課税額48,600円未満	17,550 (8,330)	17,250 (8,180)
第4(D1)		市町村民税所得割課税額48,600円以上57,700円未満	27,000 (9,000)	26,540 (9,000)
第5(D2)		市町村民税所得割課税額57,700円以上77,101円未満	27,000 (9,000)	26,540 (9,000)
第6(D3)		市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満	27,000	26,540
第7(D4)		市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	40,050	39,360
第8(D5)		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	54,900	53,960
第9(D6)		市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満	72,000	70,770
第10(D7)		市町村民税所得割課税額397,000円以上	73,850	72,590
備考1 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。				
備考2 所得割の額を計算する場合において、教育・保育給付認定保護者または当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算する。				
備考3 市町村民税非課税世帯には、養育里親等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親または同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設に限る。))の長を含む。				
備考4 保育料の月額の括弧書きは、父子家庭、母子家庭または在宅障害児(者)を有する世帯(以下「ひとり親世帯等」という。))の場合に適用する。				
備考5 同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚園もしくは児童心理治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子どもが複数人いる場合は、最年長の子どもから順に2人目は利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。				
備考6 備考5の規定にかかわらず、生計を一にする子どもが複数人いる世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満である場合における利用者負担額は、最年長の子どもから順に2人目は利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。				
備考7 備考5および備考6の規定にかかわらず、生計を一にする子どもが複数人いるひとり親世帯等の市町村民税所得割課税額が77,101円未満である場合における利用者負担額は、最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。				
備考8 備考5から備考7までの規定にかかわらず、生計を一にする子どもが複数人いる世帯の市町村民税所得割課税額が97,000円未満である場合における利用者負担額は、最年長の子どもから順に3人目以降については無料とする。				

竜王町保育所等入所実施基準指数表						
番号	A. 基準指数 (父・母の状況)			点 数		
	類 型	細 目		父	母	
1	居宅外就労	外 勤	月20日以上かつ1日7時間以上の就労を常態	10	10	
			月20日以上かつ1日5時間以上の就労を常態	8	8	
			月16日以上かつ1日4時間以上の就労を常態	6	6	
			上記以外の場合で月48時間以上の就労	4	4	
	居宅内就労	自 営 農 業	月20日以上かつ1日7時間以上の就労を常態	10	10	
			月20日以上かつ1日5時間以上の就労を常態	8	8	
			月16日以上かつ1日4時間以上の就労を常態	6	6	
			上記以外の場合で月48時間以上の就労	4	4	
2	妊娠・出産	出 産	(おおむね産前2ヵ月、産後3ヵ月間)		7	
3	疾病・障がい	疾 病	入 院	10	10	
			通 院	3	3	
			居 宅	常時病臥、精神性障害	10	10
				一般療養	5	5
	心身障害者	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A	10	10		
		身体障害者手帳3級・4級、療育手帳B	8	8		
		身体障害者手帳5級・6級	3	3		
		4	介護・看護	病院等付き添い	常時付き添い	10
上記以外の場合	5	5				
居 宅	重度心身障害者、寝たきり老人の介護等	10		10		
	上記以外の場合	5		5		
5	家庭の災害	災害による家屋の損害等			10	10
6	求職中	求職活動を継続的に行っている場合(認定期間は90日)			2	2
7	就学等	就学、技能取得などのため通学している場合			6	6
8	虐待・DV	児童虐待、DVを受けている(恐れがある)場合			20	
9	育児休業期間による継続利用	既に保育を利用している子どもがいて育児休業取得中に継続して保育が必要である場合(対象:3歳児クラス以上)			8	8
10	その他	特に保育が必要とする緊急度が高いと町長が認める場合			※	
※については、事情に応じて決定する。						
番号	B. 調整指数			点 数		
	類 型	細 目		父	母	
11	ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭等		+12		
12	生活保護世帯	就労することにより自立支援につながる場合		+1		
13	滞納	町や施設に相談なく在園児(又は卒園児)の保育料に未納がある場合		-10		
14	兄弟姉妹の 状 況	入所予定以外の児童を1人保育できる場合		-2		
		入所予定以外の児童を2人以上保育できる場合		-3		
15	その他	保育士、または幼稚園教諭の資格を有し認可保育施設ですでに就労、または就労予定である場合(就労証明書No.13に明記されている事)		+4		
【優先度判断基準】						
①	入所希望月の早い児童を優先する。					
②	入所待機期間の長い児童を優先する。					
③	父母の基本指数を比較し、基本点数の高い児童を優先する。					
④	兄弟姉妹で同一の保育所等の利用希望を優先する。					
⑤	祖父母の居住地について、より遠隔地に居住している方を優先する。					
【選考過程】						
・優先度判断基準により選考する。(数字が小さい事由をより優先する。)						
・A. 基準指数(父・母の状況)の点数は、父母で20点満点とし、複数の項目に該当する場合は、高い方の点数とする。						
・B. 調整指数については、該当する項目があれば加減算する。						
点 数 表	A. 基準指数			B. 調整指数	合計 A+B	
	父	母	計			

保育所等入所（園）申込書（兼保育児童台帳）

記入例

竜王町長 様

入所（園）申込書の提出日

令和 年 月 日

保育所等入所（園）について、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。
なお、申込保護者は保育料の支払い等の通知を受ける納付義務者となります。

提出時点で、竜王町外の方は
現住所および転入後の
住所も記入してください。

① 申込保護者

現住所	竜王町大字小口3番地	(転入後の住所)		
ふりがな	りゅうおう たろう	連絡先	自宅	0748-58-3710
保護者氏名	竜王 太郎		携帯(父)	090-1111-2222
			携帯(母)	090-3333-4444

必ず連絡のとれる連絡先を
ご記入ください。

② 入所（園）を希望する子ども

ふりがな	りゅうおう じろう	生年月日	性別	令和5年4月1日時点の年齢
入所（園） 児童氏名	竜王 二郎	令和4年4月10日	男・ ☒ 女	0歳

「就学前まで」以外の期間で保育を希望する方は下段に記入してください。

③ 入所（園）を希望する期間および利用希望施設

保育希望期間	☒ 令和 6年 4月 1日 から ☐ 就学前まで ☐ から 年 月 日 まで			
第1希望	ひまわり保育	(希望理由)	自宅から近いため	
第2希望	コスモス保育	(希望理由)	勤務先に近いため	
第3希望	竜王こども園	(希望理由)	自宅から近いため	

④ 保育を希望する利用時間

保育が必要な 時間帯	平日	8時 00分 から 17時 30分 まで			
	土曜日	☐ 不要 ☒ 必要⇒	時 分 から 時 分 まで		

土曜保育は「保育所のみ」実施

⑤ 入所（園）申込児童の祖父母について

土曜保育時間 8時00分 から 12時30分 まで

区分	氏名	年齢	住所地	就労	傷病
父方	祖父 竜王 一	74歳	県外・ ☐ 県内 (竜王 市町)	☐ 有・ ☒ 無	有・ ☒ 無
	祖母 竜王 愛子	74歳	県外・ ☐ 県内 (竜王 市町)	有・ ☒ 無	☐ 有・ ☒ 無
母方	祖父 滋賀 文男	66歳	☐ 県外・ ☒ 県内 (大阪 市町)	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無
	祖母 滋賀 紀子	59歳	☐ 県外・ ☒ 県内 (大阪 市町)	☐ 有・ ☒ 無	有・ ☒ 無

裏面も記入してください

⑥入所（園）申込児童の健康状態等について

健康状態	☒ 良・普通・弱
持病	無・ ☒ 有（喘息）
現在継続しての 治療等の状況	☒ 無・有（病名） （医療機関名）
現在の保育状況	☒ 自家保育・他人保育・保育園等在園（保育所・幼稚園名） その他（ ）
その他、特記事項があれば記入 してください。（発達・食物アレルギーの有無等）	

竜王町長 様

申請書の提出日を記入

申請日 令和 年 月 日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請保護者	現住所	〒520-2592 竜王町大字小口3番地	令和5年1月1日 時点の住所	☒ 竜王町内 ☐ 町外（以下に記載） 市・区・町・村
	転入予定の住所	※現住所が町外の場合のみ記入 竜王町大字	転入予定の時期	年 月 日
	ふりがな	りゅうおう たろう	連絡先	自宅 0748-58-3710
	氏名	竜王 太郎	携帯(父) 090-1111-2222 携帯(母) 090-3333-4444	

※上記保護者を支給認定及び保育料等の通知対象となる保護者とします。
※「保育園等」とは保育園、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

① 世帯の状況について

区分	(ふりがな) 氏名	児童との 続柄	生年月日	職業又は 学校名等	個人番号	備考	
申請児童の家族の状況	申請児童	りゅうおう さぶろう 竜王 三郎	男・女 本人	令・平 4年4月10日	自宅保育	1 2 3 4 ※※※※※※※※ 令和5年4月1日 時点の年齢 0歳	
	児童の同居者	保護者 りゅうおう たろう 竜王 太郎	父	平・昭・大 59年1月1日	会社員	5 6 7 8 ※※※※※※※※	☐ 単身赴任中
		保護者 りゅうおう はなこ 竜王 花子	母	平・昭・大 60年2月1日	パート	9 1 0 2 ※※※※※※※※	☐ 単身赴任中
		りゅうおう いちろう 竜王 一郎	兄	令・平・昭・大 29年5月1日	ひまわり 保育園		☐ 単身赴任中
		りゅうおう じろう 竜王 二郎	兄	令・平・昭・大 31年7月1日	ひまわり 保育園		☐ 単身赴任中
		りゅうおう はじめ 竜王 一	祖父	令・平・昭・大 30年4月1日	無職		☐ 単身赴任中
		りゅうおう あいこ 竜王 愛子	祖母	令・平・昭・大 30年6月1日	無職		☐ 単身赴任中
		該当するところに○を つけて下さい	父子・母子世帯	有 無	生活保護受給	無・有 (令・平 年 月 日保護開始)	
	在宅障がい児(者)の有無	無・有（氏名： 障害者手帳： 等級： 手帳のコピーを添付して下さい					

② 認定希望の内容について（利用を希望する期間、希望する利用時間）

保育または教育を希望する期間	令和 6年 4月 1日 から 就学前まで その他（ 年 月 日まで）
希望する利用時間 ※認定こども園(教育部分)を希望する方を除く	() 保育標準時間（10時間／日） () 保育短時間（8時間／日） 【注意】就労時間等によって、保育標準時間（就労：月120時間以上）、保育短時間（就労：月48時間以上）に分かれます。この保育必要量の区分は申請内容に基づき決定しますので、認定は左記の希望時間とは異なる場合があります。

③ 税情報等の提供に当たっての署名欄

竜王町が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
認定事務が集中し審査に時間を要する場合、認定証の送付が2月頃になることに同意します。

保護者氏名 竜王 太郎 押印忘れずに

④ 保育の利用を必要とする理由等について（※認定こども園（教育部分）を希望する方を除く）
保護者について該当する項目に記入およびマル（○）で囲んでください。

項 目		父 親 の 状 況		母 親 の 状 況	
		父のいない理由		母のいない理由	
		離婚・死別・未婚 離婚調停手続（ 無 ・ 有 ） （有の場合：証明書 無 ・ 有） その他（ ）		離婚・死別・未婚 離婚調停手続（ 無 ・ 有 ） （有の場合：証明書 無 ・ 有） その他（ ）	
就 労	勤務形態	会社等に勤務・自営業・自営手伝い・内職		会社等に勤務・自営業・自営手伝い・内職	
	事業所名	●●●●株式会社		◆◆◆◆株式会社	
	事業所連絡先	TEL：▲▲▲▲－▲▲－▲▲▲▲		TEL：▲▲▲▲－▲▲－▲▲▲▲	
	通勤方法	車 ・ 自転車 ・ 電車 ・ バス 徒歩 ・ 送迎 ・ その他（ ）		車 ・ 自転車 ・ 電車 ・ バス 徒歩 ・ 送迎 ・ その他（ ）	
	通勤時間	（片道）平均 1 時間 0 0 分		（片道）平均 時間 3 0 分	
妊娠・出産				出産予定日： 年 月 日	
疾病・障がい	病名				
	手帳の種類等	手帳・ 級		手帳・ 級	
介護・看護	介護等を要する人	（氏名）		（氏名）	
		（申請児童との続柄）		（申請児童との続柄）	
	病状等				
求職活動	現在の状況	☐ 求職活動中		☐ 求職活動中	
		☐ 内定済み（就労先： ）		☐ 内定済み（就労先： ）	
	就労予定日	年 月 日		令和 年 月 日	
就 学	就学先				
	就学時間	時 分 ～ 時 分		時 分 ～ 時 分	
	通学時間	（片道）平均 時間 分		（片道）平均 時間 分	
育児休業		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
上記以外の場合					

⑤個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認について
申請児童と表面の保護者欄に記載のある方は、番号確認書類が必要となります。
下記、表のいずれかの写しを別紙「個人番号（マイナンバー）確認書類貼付書」に貼り付けて、提出してください。

番号確認書類
・ 個人番号カード（マイナンバーカード） ・ 通知カード ・ 個人番号が記載された住民票の写し

※町記載欄

受付日		担当者		備考	
-----	--	-----	--	----	--

※提出いただきました、個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき適正管理のうえ、教育・保育給付認定業務及び入園（所）に伴う関係業務以外には使用いたしません。

役員・自営業主・家庭内職者・家族従業者（配偶者が自営業主）の方へ

役員・自営業主・家庭内職者・家族従業者の方は、就労証明書とあわせて下記の書類の提出が必要になります。

【①役員・自営業主・家庭内職者の方】

○必要提出書類（A もしくは B をコピーで提出してください。）

A. 確定申告書、開業届、営業許可証、登記事項証明書など、役員や個人事業を営んでいることがわかる書類

上記 A の書類が無い場合は、以下の B の書類①②両方の提出をお願いします。

B. 下記の 2 点いずれも（屋号・個人名などが確認できるものに限る。）

- ①本人が業務を行っていることがわかる書類（店舗の広告、チラシなど）
- ②売上や収支がわかる書類（請求書、伝票、契約書、納品書など）

例 1. 農業従事者

- (1) 直近の売上が確認できるもの（販売代金収支内訳表、販売がわかる伝票など）
- (2) 田畑の固定資産税の納付が確認できるもの（固定資産税通知書など）

例 2. 店舗経営（飲食店、美容室など）

- (1) 店舗の固定資産税通知書または賃貸借契約書
- (2) 直近の売上が確認できるもの
- (3) 店舗の広告、チラシなど

【②家族従業者（配偶者が自営業主の場合）の方

（自営業協力者として従事している方）】

○必要提出書類（A もしくは B をコピーで提出してください。）

A. 下記のうち、いずれか 1 点

- ①直近の配偶者の確定申告書（屋号・配偶者氏名及び協力者に給与賃金が支払われていることがわかるページ）
- ②協力者が専従者として記載されている青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書
- ③協力者の源泉徴収票や雇用保険被保険証、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか 1 点

上記 A の書類が無い場合は、以下の B の書類①②両方の提出をお願いします。

（家族従業者として就労内定の場合は、以下の B の書類②のみ提出をお願いします。なお、就労開始後に就労中の就労証明書と以下の B の書類①の提出が必要となります。）

B. 下記の 2 点いずれも

- ①給与の支払い状況を証するもの（給与明細、代表者が証明する給与支払証明書）
- ②従事する業務内容がわかるもの（店舗の広告、メニュー表等）